



## 契約したと思わせ高額な料金を請求する「ワンクリック請求」にご注意！の巻



### 見守りポイント

- ワンクリック請求とは、アダルトサイトの無料動画等を見ようと、画像やURLをクリックした消費者に対し、有料の会員登録をしたように見せかけ、高額な料金を請求する手口です。
- ゲーム・芸能情報・占いなどのウェブサイトから誘導されることもあり、年齢・性別を問わず多く相談が寄せられています。
- このような悪質なウェブサイトの運営業者は、慌てて電話をしてきた消費者にお金を払わせようしたり、個人情報を聞き出そうとするため注意が必要です。

### 対処方法

- 業者には連絡しないようにしましょう。連絡すると自分の個人情報渡すことにつながります。
  - スマホなどに突然、料金請求画面が表示されても、契約が成立したとは限りません。料金を支払う前に消費生活センター等にご相談ください。
- ※請求画面が消えない場合は、独立行政法人情報処理推進機構のホームページに対処方法が記載されていますので、参考にしてください。

和歌山市消費生活センター ☎073-435-1188  
〒640-8511  
和歌山市七番丁23番地 市役所本庁舎2F (市民生活課内)

和歌山県消費生活センター ☎073-433-1551  
〒640-8319  
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

※消費者ホットライン ☎<sup>いやや</sup>188 でもお近くの相談窓口につながります。